

# 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託の概要

### (1) 委託業務の名称

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託

### (2) 委託業務の内容

別紙「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおりとする。

なお、仕様書で規定した委託する業務の内容は、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に必要なと思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年5月31日まで

## 3 委託料上限額

7,092,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 【内訳】

令和4年度	3,221千円
令和5年度	2,005千円
令和6年度	1,866千円

※継続費に基づく複数年契約とする。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## 5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

- ① 朝霞市物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する規則（平成16年朝霞市規則第3号）に基づき、令和3・4年度朝霞市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

- ② 地方公共団体の高齢者福祉計画・介護保険事業計画等を含む福祉に関する行政計画の策定支援業務を直近5年以内に受託し、完了した実績があること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ④ 契約締結までの間のいずれの日においても、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年朝霞市要綱）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑥ 朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年朝霞市要綱）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

## 6 スケジュール

内容	期日または期間（令和4年）
(1) 公募開始	5月17日（火）
(2) 応募に係る質問の受付	5月17日（火）から6月6日（月）まで
(3) 質問に対する回答	随時（最終回答6月9日（木））
(4) 企画提案書等の提出期限	6月16日（木）
(5) 審査委員への資料提供	6月23日（木）
(6) 審査委員会（書類・プレゼン）	6月30日（木）
(7) 結果通知・公表	7月 4日（月）
(8) 受託者との仕様書等の協議	7月 4日（月）から14日（木）まで
(9) 契約締結・業務開始	7月15日（金）

※スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

## 7 募集要項の配布・開始

### (1) 募集開始日

令和4年5月17日（火）

### (2) 募集方法

本実施要領、仕様書等の一式を市ホームページで掲載する。

## 8 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

### (1) 受付期間

令和4年5月17日（火）から令和4年6月6日（月）まで

### (2) 提出方法

質問票【様式5】に要領の質問箇所及び質問事項を記載し、「18 担当部署」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

### (3) 回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、その都度、市ホームページに公表・更新する。

## 9 参加に係る書類の提出

### (1) 提出書類

書類名	様式	備考
①企画提案書	様式1	
②業務実績書	様式2	同種・類似業務の実績について記載（主なもの5件以内）
③業務実施体制表	様式3	担当者とその業務内容等について記載（責任者及び本市担当の研究員や窓口担当者等）
④担当者経歴調書	様式4	担当者の実務経験年数、福祉計画の業務実績等について記載（代表して2名）
⑤企画提案書本文	様式任意	「10 企画提案書」参照
⑥業務工程表	様式任意	「11 業務工程表」参照
⑦参考見積書	様式任意	封入押印すること「12 参考見積書」参照
⑧参考見積書（写し）	様式任意	「12 参考見積書」参照

### (2) 提出部数

- ①正本（上記書類①～⑧のもの） 1部（社名等を表記すること。）
- ②副本（上記書類①～⑥及び⑧のもの） 14部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）

### (3) 提出期限

令和4年6月16日（木）

### (4) 提出方法

「18 担当部署」に持参又は郵送で提出すること。  
持参する場合、提出期間中の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。  
また、郵送する場合は、提出期限までに必着した書類のみ受け付けるものとする。  
なお、提出期限後における追加資料の提出は、原則認めない。

## (5) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

また、市は、提出された書類を、本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では使用しない。

## 10 企画提案書

### (1) 体裁

- ① A4両面印刷とし、15枚(30ページ)内を目安に作成すること。
- ② 文字の大きさは10.5ポイント以上となることを目安に作成すること。
- ③ A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。

### (2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。

#### ① 計画策定に当たっての基本的な考え方

第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を踏まえ、続く第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にどのように取り組んでいくべきか、また、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画はどのような計画としていくべきと考えているのかなど、本委託業務の実施に当たっての参加者の基本的な考え方について記載すること。

#### ② 基礎調査の内容

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するために必要と思われる現状把握の具体的な方法や分析方法について記載すること。

#### ③ 計画策定に向けた論点・課題の抽出及び整理

現状把握の結果等から、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた論点や課題の抽出、策定の方向性など、具体的な取組を記載すること。

#### ④ 市民等の意見を把握するアンケート調査等の実施支援

本業務で実施する各種アンケート調査やヒアリング調査、その他、効果的に市民等の意見を把握するための具体的な方策を記載すること。

#### ⑤ 他の個別計画との調和、整合性

地域福祉計画等、他の計画との調和、整合性を図るための方法について記載すること。

#### ⑥ 計画の策定支援方法

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子案、素案を取りまとめていく際に、参加者が行う具体的な支援の方法について記載すること。

#### ⑦ 市民にわかりやすい計画づくり

計画書や概要版が市民にとって身近に感じられ、親しみやすく分かりやすい計画となるよう、工夫する点について記載すること。

#### ⑧進行管理・マネジメント手法

本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。

#### ⑨作成資料等の品質の管理

各種作成資料や成果品の品質の管理及び向上に向けた取組について記載すること。

#### ⑩その他

上記に挙げる事項のほか、参加者独自の提案があれば記載すること。

### 1.1 業務工程表

仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成すること。

### 1.2 参考見積書

本業務を受託するに当たり希望する契約金額について、参考見積書を提出すること。参考見積書に記載する金額は、年度ごとに記載し、3年度間の総額も併せて明記すること。その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

また、仕様書内「5 委託する業務の内容」の項目ごとの内訳金額も示すこと。

### 1.3 審査

#### (1) 審査方法

参加者による全ての提出書類の内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

#### (2) 優先交渉権者の選定

「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務受託者審査委員会」において、「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。

### (3) 審査基準

基準	詳細
①提案書全体	論理性や的確性について評価
②提案書の内容	計画の特徴などについて評価
③現状把握	本市の現況を踏まえているかを評価
④業務工程	具体性及び明確性、実行可能性について評価
⑤担当者の技能	予定担当者の経験、専門性について評価
⑥業務実績	同種・類似事業の実績から堅実性を評価
⑦見積金額	—
⑧知識・手法	計画に盛り込むべき内容について評価
⑨他団体との協働	社会福祉協議会等の取組を踏まえた提案かを評価
⑩個人情報の管理体制	個人情報取扱特記事項に則した体制かを評価
⑪企業の継続性・安定性	法人としての運営は安定しているか評価

### (4) プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備無く提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、別途参加者に通知する。

#### ①日時・会場

令和4年6月30日（木） 朝霞市役所（予定）

#### ②プレゼンテーション時間 25分程度

説明 15分以内

質疑応答 10分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

#### ③参加人数

3人以内とし、説明は本業務の担当者が行うこと。

#### ④使用機器類

プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。

### (5) 審査結果

審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和4年7月4日（月）を予定する。

#### 1.4 契約

- (1) 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続を行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の率に変動が生じ、契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、契約を何ら変更することなく、市は契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

#### 1.5 辞退

本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、辞退届【様式6】を提出すること。

##### (1) 提出方法

「1.8 担当部署」に電話にて連絡の上、辞退届【様式6】を持参、郵送（必着）、FAX又は電子メールのいずれかで提出すること。

#### 1.6 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 参考見積書の金額が、3年度間の総額又は各年度の内訳額のいずれかについて、「3 委託料上限額」に記載する上限額を超過している場合
- (2) 契約締結までに「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

#### 1.7 特記事項

- (1) 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び本市の統計資料は、いずれも朝霞市ホームページに掲載されているものをダウンロードして入手すること。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 参加者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。
- (6) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実

現性からかい離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受託者との契約を解除することができる。

- (7) 災害の発生等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (8) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、朝霞市情報公開条例(平成13年朝霞市条例第25号)の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ市に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、市が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (9) 審査結果(参加者名、点数、順位)は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。

## 18 担当部署

朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課 (朝霞市役所 本庁舎1階 13番窓口)

住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話 048-483-4520 (直通)

FAX 048-463-1025

メール tyoju\_haturatu@city.asaka.lg.jp